			五番一、五百十六番一から三まで、五百十七番一から四まで、五百十八番一、五百二十番二、五百二十五番四、五百二十六番六、八及び九、五百二十七番、五百二十八番五及び六、五百二十九番三、五百三十番一及び四、五百三十一番一、五及び六、五百四十二番三、五百四十五番二、四及び五、五百四十六番四、五百四十七番、五百四十八番一及び二、五百四十九番二、三、五、九及び十二、五百五十番二及び四、五百五十二番六、九及び十、五百五十三番一、四、五及び十四、五百六十五番二及び三、五百六十六番三、五百六十七番一、五百六十九番五及び六、五百七十番五及び六、五百七十三番二、五百七十四番二及び三、五百七十五番、五百七十六番、五百七十七番一及び五、五百八十二番二及び三、五百八十六番一、四及び五、五百九十番、五百九十三番三、五百九十六番一、五百九十九番一、六百番三、六百一番一、六百二番一から四まで、六百四番二、三、九、十、十四、十九、二十、二十三及び二十四、六百十一番四及び五、六百十二番一並びに六百九十八番一に限る。）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千五百二号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第三百十七号）の施行に伴い、及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）第三条第八号の規定に基づき、平成七年三月二十七日農林水産省告示第四百五十七号（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件）の一部を次のように改正する。

令和八年九月三十日

農林水産大臣　簗　和生

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　令第三条第八号の農林水産大臣が指定するものは、次に掲げるものとする。 イ　米穀を次に掲げるいずれかの方法により加工したもの (1)　直接圧縮すること又は当該加工したものの全重量の三パーセント以下の結合剤を加えることにより、固めること。 (2)　ロールにかけ、又はフレーク状にすること。	（新設）